

提案型街路樹管理委託業務仕様書

委託業務番号	令和8年度 第3701－3006号
委託業務名	提案型街路樹管理委託業務
業務履行場所	彦根市 小泉町ほか（別紙「位置図」参照）
業務期間	令和8年 月 日 ～ 令和9年3月26日
業務目的	本市が管理する街路樹について、受託者からの提案に基づく管理業務を実施することで、老木の点検を含めた総合的な維持管理により、通行の安全性および緑の健全性と景観を保持することを目的とする。
業務内容	高木剪定作業 一式 中低木剪定作業 一式 低木刈込作業 一式 草刈作業 一式 上記作業に係る収集、積込、運搬および処分作業 一式 点検作業 一式 提案内容 一式

《 共通事項 》

第1条 本業務にあたっては、本仕様書、各々最新の滋賀県一般土木工事等工事必携および一般土木工事等共通仕様書によるものとする。

特に、共通仕様書第11編「公園緑地編」を十分に把握し、施工にあたるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記仕様書は次のとおりとする。

第3条 本委託業務については、廃棄物の処理および清掃に関する法律を遵守すること。なお、刈草、剪定枝葉、伐採木および伐採木根（以下「刈草等」という。）の処理方法は、前記法律の一般廃棄物として処理を行うとこととする。

第4条 彦根市の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について（「不当介入に関する通報制度」の徹底について）

- 1) 受託者（受託人または受注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他彦根市発注工事等に対して不当介入をしようとするすべての者をいう。）による不当介入（不当な要求または業務の妨害）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに彦根警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うものとする。
- 2) 受託者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により彦根警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。
また、受託者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。
- 3) 受託者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

第5条 受託者は、業務上知り得た個人情報および機密を他に漏らしてはならない。

第6条 本仕様書に記載されている事項が適切に履行されない場合は、「彦根市入札参加停止措置

に関する要綱」に則り、措置を行う。

《 特記事項 》

本業務は、委託業務契約約款を遵守し、1 本仕様書（位置図および提案内容を含む）、2 共通仕様書により完全に施工すること。なお、上記相互間に相違がある場合の優先順位は記載の順序とする。

- 1 工程管理および施工管理（出来形、品質、写真）は、滋賀県一般土木工事等技術管理基準に基づき、実施すること。
- 2 交通安全および施設内の安全管理等、本業務の履行上必要な安全対策には十分配慮すること。
- 3 委託業務の既成部分の内払については、90 日 1 回を限度として、委託業務の既成部分に対する受託額以内の額について部分払を申請することができる。ただし、最初の部分払は、契約金額の 30%以上の出来形がなければならないものとする。また、契約締結後、覚書を交わすものとする。

4 一般事項

- 1) 施工にあたって受託者は責任ある技術者を定め、監督職員と連絡を密にし、業務の実施に支障のないようにしなければならない。
- 2) 施工に伴う官公署等への手続は受託者において行うものとする。
- 3) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度、遅滞なく監督職員あて報告し、協議の上、監督職員の指示に従い、業務を実施しなければならない。

5 業務計画

受託者は、契約締結後すみやかに業務計画書を作成し、本市に提出し、監督職員の承諾を得なければならない。なお、その内容を変更しようとする時も同様とする。

業務計画書には、少なくとも次の事項を記載するものとする。

- 1) 年間作業計画（業務計画工程）
- 2) 作業方法
- 3) 作業区間
- 4) 作業時期
- 5) 業務体制
- 6) 緊急時連絡先
- 7) 使用器材
- 8) 安全管理
- 9) 提案内容

6 業務報告

受託者は、業務の実施状況等について、四半期ごとに四半期報告書を本市あて提出することとする。また、本市が業務の実施状況等の報告を求めたときは随時報告することとする。

四半期報告書には、次の事項を記載し、本仕様書はもとより、業務計画書に記載の内容に係

る進捗およびその効果をわかりやすくまとめることとする。

- 1) 業務実施概要
- 2) 業務実施工程
- 3) 施工（出来形、品質、写真）管理状況
- 4) 安全管理の取組状況
- 5) 提案内容の取組状況
- 6) その他業務上工夫した点、課題解決に向けた取組状況
- 7) 指示書および打合簿等の指示事項の記録および対応状況

7 提出書類

本業務について提出が必要な書類は、次のとおりとする。

- 1) 業務計画書
- 2) 業務報告書
- 3) 使用材料
- 4) 作業日報
- 5) 枝葉、ごみ等の処分に関する計量票の写し

8 業務内容の留意事項

1) 基本方針

業務目的達成のため、業務場所の樹木の生育状況、雑草の繁茂状況および道路の利用状況、ならびに、周辺施設の環境を十分に確認の上、適正な時期に、必要な作業を自主的に判断し、優先順位を定め、監督職員あて連絡の上、誠実かつ積極的、計画的および効率的に業務を実施するものとする。

各作業内容および作業量については、別紙「位置図」に示す各路線において、別紙「数量表」の中段（白色）に示す設計内容および数量を基準に受託者が提案した実施（提案）内容および数量とする。なお、別紙「数量表」の上段（青色）は、全数を示している。

2) 工程管理

「6 業務報告」に基づくものとし、監督職員が報告内容の確認のため説明を求めた場合は、誠実に応じるものとする。

「7 提出書類」の作業日報については、不稼働日においては作成する必要はない。

3) 出来形管理

「6 業務報告」に基づくものとし、監督職員が求めた場合は、現地確認を行う。

業務目的を達成していないものについては、原則として手直しを行うものとする。

4) 品質管理

「6 業務報告」に基づくものとし、必要な経験として監督職員が試験を求めた場合は、その結果を遅滞なく報告するものとする。

5) 写真管理

「6 業務報告」に基づくものとし、出来形管理、品質管理および安全管理の状況が分かる写真を、記録するものとし、少なくとも、着工前、施工中および完了後の写真については、必ず記録するものとする。

6) 安全管理

「6 業務報告」に基づくものとする。

受託者は作業にあたっては、事故防止および安全管理を徹底し、現場条件に応じ、交通誘導員の配置や工事標示板、セーフティーコーンおよびセーフティーバー等の保安施設の設置を行うこととする。

保安施設には、その他施設への固定および重りの設置など、風雨による転倒の対策を講ずることとする。

道路上においては、滋賀県公安委員会と交通誘導員の配置および保安施設の設置について協議の上、道路使用許可を得ることとする。

災害時の倒木や立ち枯れ等による道路利用者、および、通行車両のリスクの軽減を図るため、点検作業において、これらを事前に発見するように努めることとする。

7) 使用材料

「7 業務計画」に基づき、使用に先立ちカタログ等を提出し、監督職員の確認を受けるものとする。

8) 高木および中低木剪定作業

基本剪定および軽剪定を行い、周辺環境に配慮した上で、街路樹の樹形を整えることに努めるものとする。

特に、交差点の隅切や敷地の出入口においては、歩行者および車両の双方からの視距が確保できるように留意するものとする。

なお、基本剪定とは、樹木の骨格づくりを目的とするもので、樹種の特性に応じ行なう剪定であり、軽剪定とは枝の切詰や枝すかしを行う剪定である。(別図 1、2、3 参照)

また、質の高い街路樹の維持管理を実施（提案）するものとする。

9) 草刈作業

植栽帯などの雑草を地際で刈り取りし、刈草を残さないように清掃する。

刈払機の使用に当たっては、道路利用者はもとより、植栽やその他施設を傷つけることがないように、十分に注意することとする。

近年、草刈り時の石飛事故が多発しているため、その防止対策を実施（提案）するものとする。

10) 点検作業

本業務では、雑草の繁茂状況、病虫害の発生状況および街路樹の生育状況等を把握し、効果的な作業に反映させるための、自主的な点検作業（提案）を求める。

近年、全国的に枯損木の倒木および落枝が発生しているため、その防止の観点で踏まえた点検について、実施（提案）するものとする。

なお、令和 8 年 3 月に策定された「街路樹点検の実施促進のためのガイドライン」（国土交通省道路局）を確認した上で、実施（提案）すること。

11) 作業時間

原則として、休日または夜間に作業を行わないこととする。やむを得ず作業を行う場合は、予め、監督職員の承諾を得ることとする。

12) 一級市道

彦根駅平田線、芹橋彦富線、大藪金田線、小泉庄堺線および八坂西今線については、本市の一級市道（幹線道路）であり、交通量および道路利用者が多く、その作業について、優先して行うこととする。

13) 緊急輸送路

夢京橋線外 1 線、芹橋彦富線、大藪金田線、小泉庄堺線、八坂西今線および大藪団地 1 号

線は、本市の緊急輸送補助道路であり、緊急車両の通行確保の観点から、その作業について、優先して行うこととする。

14) 景観重要路線

夢京橋線外 1 線については、本市の景観重要路線であり、景観保全の観点から、その作業について、特段の配慮を行うこととする。

15) 伐採予定

道路管理者により、令和 8 年度に芹橋彦富線（戸賀町交差点付近）の街路樹（ナンキンハゼ）の一部（7 本）が伐採される予定である。

道路起業者により、令和 9 年度に小泉庄堺線（西今町交差点からプロシードアリーナ前までの区間）の街路樹（ケヤキ）の全部（48 本）が伐採される予定である。

9 業務評価

「6 業務報告」に基づく報告を受け、業務期間完了後に、庁内にて組織する業務評価委員会において、検査および評価を行う。

業務評価委員会から、報告内容の評価のため説明を求めた場合は、誠実に応じるものとする。

10 臨時のおよびスポット的な作業

本業務の内容は、「8 業務内容の留意事項」に記載のとおりであるが、地域からの要望や苦情を受け、監督職員が作業を要すると判断した場合、道路の管理上、支障をきたすと管理者が判断した場合、ならびに、災害が発生した場合等においては、監督職員と協議の上、前述によらず、早急に対応するものとする。

このことは、街路樹のみならず公園樹木の維持管理についても当てはまり、効率的かつ経済的に作業を行い、所定の品質を確保すべく、街路樹に加え、公園樹木の臨時のおよびスポット的な作業についても、早急に対応するものとする。

この臨時のおよびスポット的な作業については、本業務受注者と別途、単価契約を締結し、執行するものとする。

単価については、本業務提案において受注者が提案した単価とし、実績数量に応じ、精算するものとする。

単価契約の履行場所については、本業務履行場所に加え、一級河川芹川と犬上川の間に存する公園とし、内容は次のとおりとする。

- 1) 高木剪定および伐採作業 一式
- 2) 中低木剪定および伐採作業 一式
- 3) 支障枝および支障根除去作業 一式
- 4) 枯損木（倒木）処理作業 一式
- 5) 上記作業に係る収集、積込、運搬および処分作業 一式
- 6) 灌水作業 一式
- 7) 病虫害防除作業 一式
- 8) 公園内刈草の収集、積込、運搬および処分作業 一式
- 9) 交通管理作業 一式

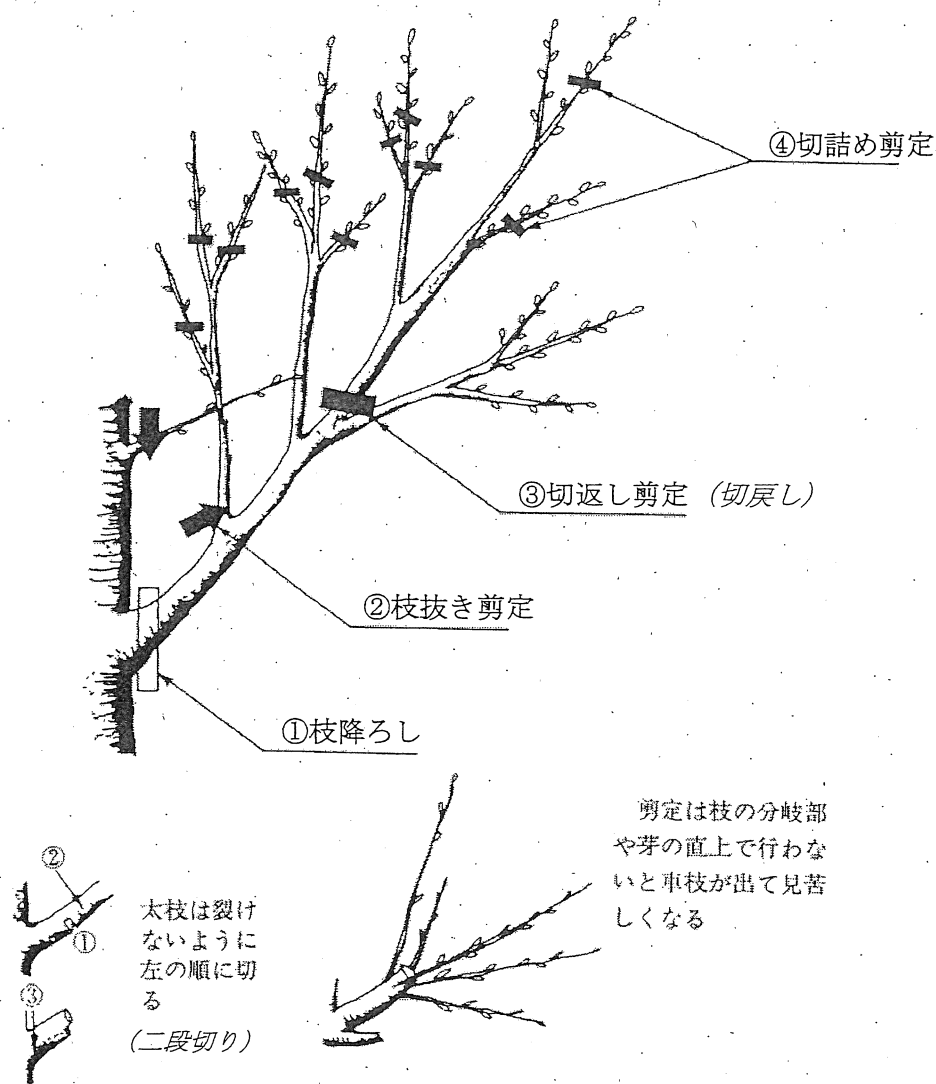


図1 剪定の方法（一般的に①から④の順で行う）

（出典：道路緑化基準・同解説 第5版 （社）日本道路協会 一部改変：斜体を追記）

- ① 枝降ろし：主幹から出る太枝（主枝）を幹との付け根（分岐部）から切除するもので、骨格づくりや下枝上げなどに用いる。切除する位置や角度、順序に特に注意を要する。
- ② 枝抜き剪定：主に不要枝を取り除く最も基本的な剪定方法で、骨格となる保全すべき枝を選択し、その他の不要枝を枝の付け根（分岐部）から切除する。
- ③ 切戻し剪定（切戻し）：長くなった主枝あるいは垂主枝（又は副主枝。主枝から出た枝。一般的には前々年以前に伸長した古い枝）を枝の途中（分岐部）で切除する剪定方法で、樹冠の大きさを大幅に縮小する場合や、主枝、垂主枝を別の枝と交代させる場合などに用いる。縮小しようとする長い枝（太枝）の途中から分岐した短い枝（細枝）を残し、分岐部（付け根）から長い方の枝を切除する。
- ④ 切詰め剪定：側枝（又は新生枝、当年枝。一般的には前年に伸長した新しい枝）を枝の途中（芽の上）で切除して樹冠の大きさを調整する場合や、切断部から萌芽する新たな枝によって枝振り（枝の配置）を再構成する場合に用いる。自然樹形仕立ての場合は原則として行わない。伸ばそうとする外向きの定芽の直上部を斜めに切断する。なお、刈り込みについても切詰め剪定の一環である。

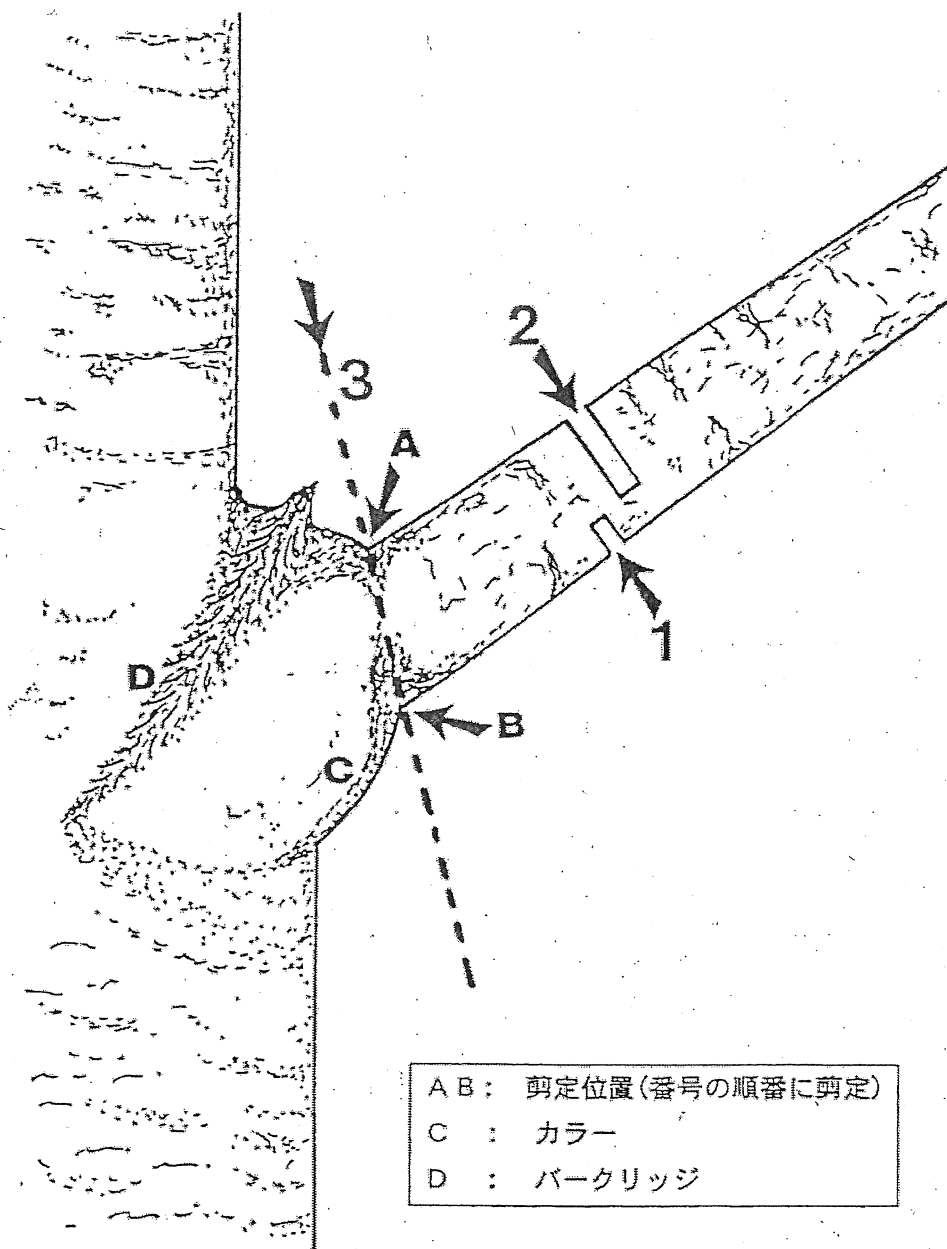


図2 剪定の方法 (バークリッジとカラー)

(出典: 現代の樹木医学 要約版 第2版 Alex L, Shigo 著 日本樹木医会 訳・編)

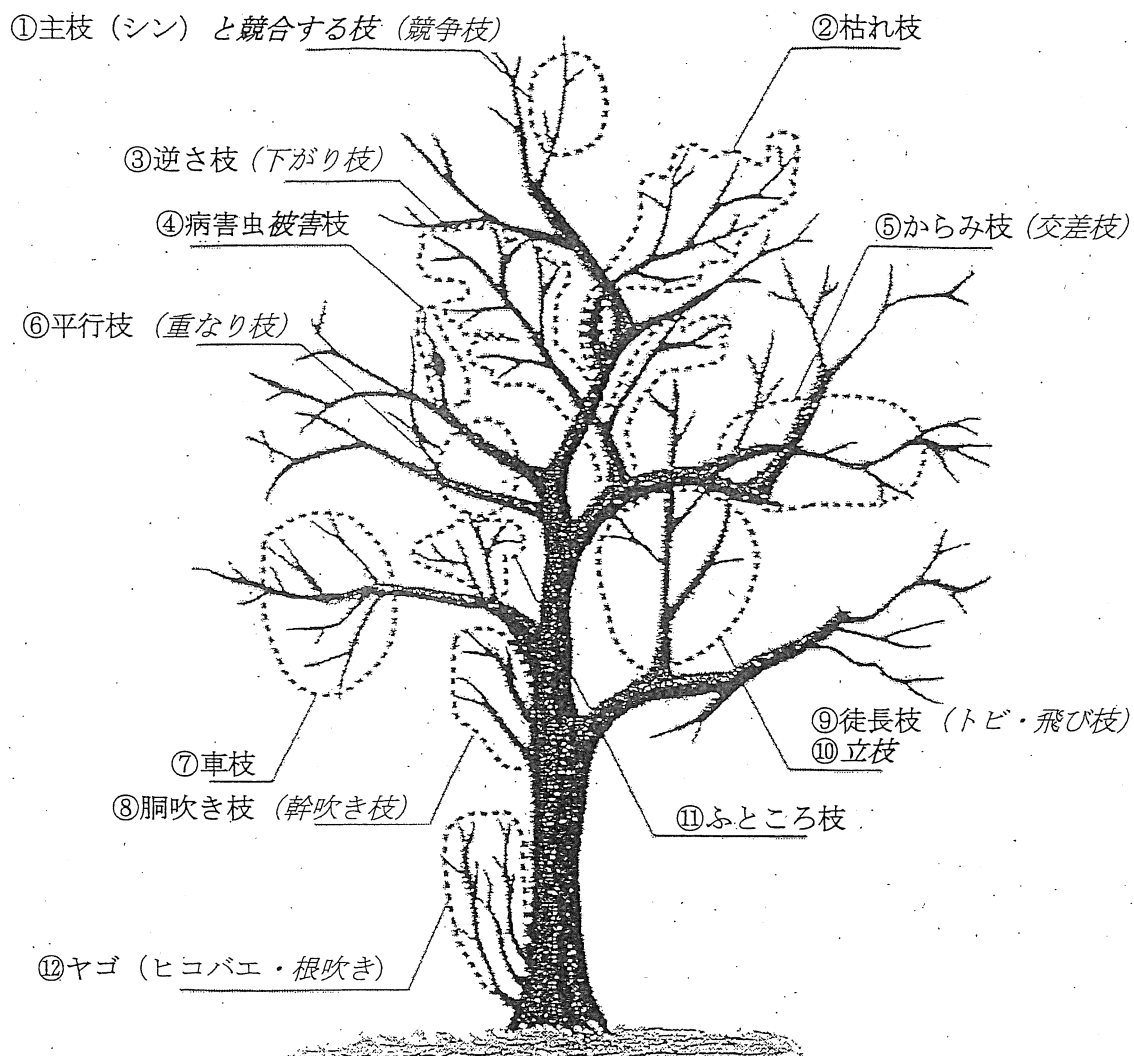


図3 剪定すべき枝

（出典：緑化樹木の剪定技術（財）日本緑化センター 一部改変：斜体を追記）

- ① 主枝（シン）と競合する枝（競争枝）：主幹の軸となる主枝より高く長く伸びた枝
 - ② 枯れ枝：枯死した枝
 - ③ 逆さ枝（下がり枝）：外側に伸びる性質に逆らい、枝の下や内側に向かって伸びる枝
 - ④ 病虫害被害枝：病虫害に侵された枝
 - ⑤ からみ枝（交差枝）：他の枝に絡みついたような形になっている枝
 - ⑥ 平行枝（重なり枝）：同じ方向に伸びる上下に平行した枝
 - ⑦ 車枝：切除された場所から放射状に複数出ている同年枝
 - ⑧ 胴吹き枝（幹吹き枝）：幹から直接発生した小枝
 - ⑨ 枝徒長枝（トビ・飛び枝）：本年生枝、前年生枝の中で、他の普通の枝より異常に長く伸びる枝で、組織が軟弱なものが多い
 - ⑩ 立枝：幹に平行して上方に立ち上がっている枝
 - ⑪ ふところ枝：亜主枝（副主枝）よりも内側にある弱小な枝
 - ⑫ ヤゴ（ヒコバエ・根吹き）：根元付近から発生する小枝
- ※上記の不要枝のうち、⑧胴吹き枝、⑪ふところ枝などにおいて、将来育成させて主枝や亜主枝として交代させる予定の枝の場合は切らずに残すこと。

不当介入 不当要求 業務妨害 事案通報書

滋賀県彦根警察署長 様

(報告者)

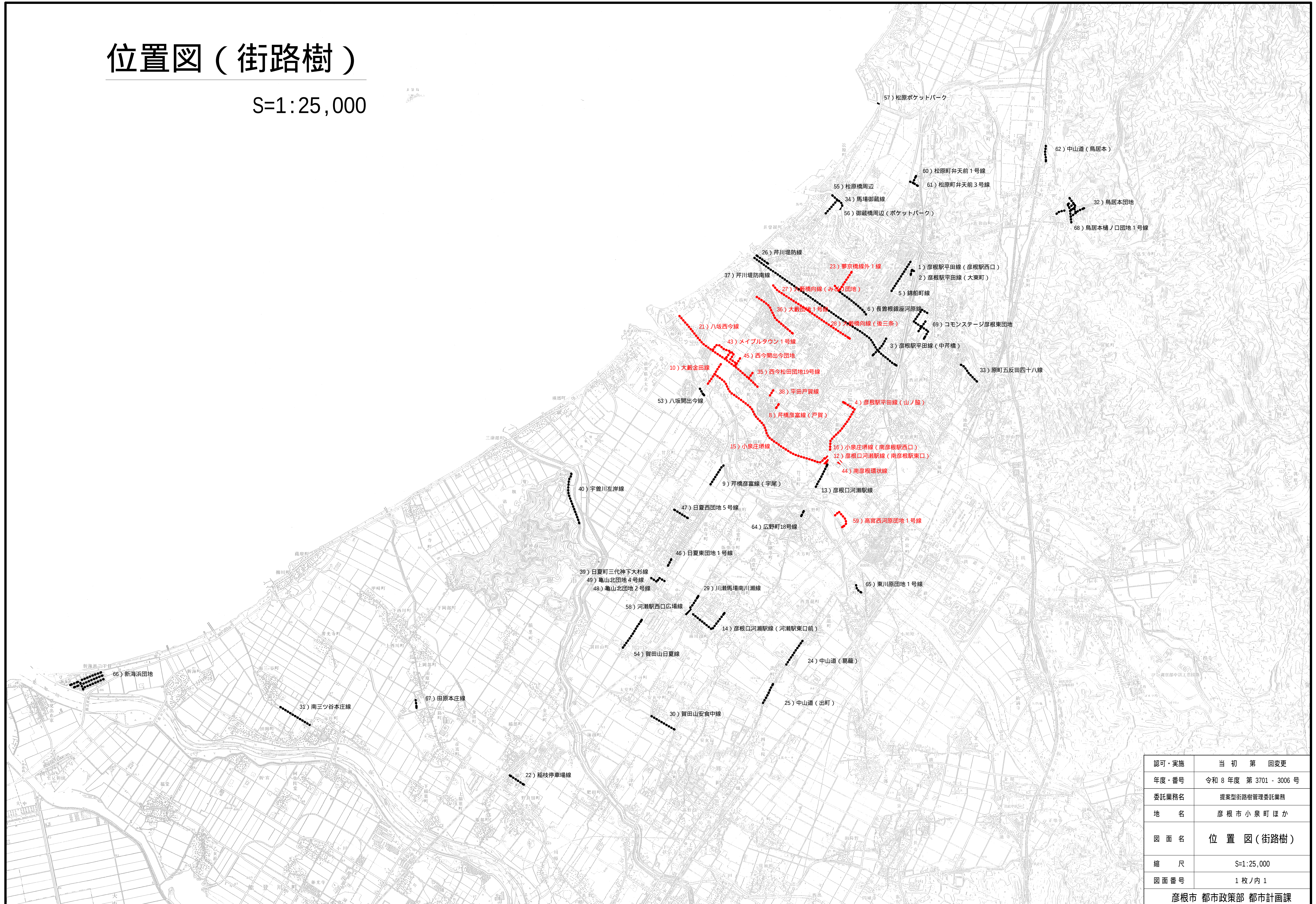
彦 根 市 長 様

		※	滋賀県	警察署	
		取扱署等	課		
請 負 者	所在地	(本社)	TEL () -		
			FAX () -		
		(現場事務所)	TEL () -		
			FAX () -		
	名 称				
	代表者	(現場事務所の代表者)			
	通報者等	(通報者 職氏名)	TEL () -		
		(対応者)			
・ 所属会社名		TEL () -			
・ 氏 名					
不当介入に係る行為者	住 所		TEL () -		
			FAX () -		
	所 属				
	役 職				
氏 名					
発生日時・場所	令和 年 月 日 時 分頃				
	[元請・下請]				
	[下請の場合、現場事務所の所在地]	TEL () -			
		FAX () -			
工事件名					
不当介入の内容被害状況					
警察への通報状況	(警察への通報)	有 ・ 無			
	(通報先警察署)	(滋賀県	警察署	課)	
	(通 報 日 時)	令和 年 月 日 時 分頃			

注) 1 第一報はこの様式に必要な事項を記入の上、所轄警察署刑事課または刑事第二課へ電話で行い、その旨最下段の「警察への通報状況」欄に記入し、発注者宛に通報(メール・FAX可)すること。なお、所轄警察署には、この様式の文書も提出すること。
2 上記表中の※箇所は、警察署で記入するものとする。
3 不当介入に係る行為者の名刺、提示物等の参考資料がある場合、写しを添付すること。
4 下請負人(再委託の協力者)において発生した場合であっても、必ず元請負人(発注者)が聞き取り調査の上記入し、通報・報告すること。

位置図（街路樹）

S=1:25,000



認可・実施	当初第 回変更
年度・番号	令和 8 年度 第 3701 - 3006 号
委託業務名	提案型街路樹管理委託業務
地名	彦根市 小泉町 ほか
図面名	位置図 (街路樹)
縮尺	S=1:25,000
図面番号	1 枚 / 内 1
彦根市 都市政策部 都市計画課	